

令和元年6月24日

経済産業省経済産業政策局企業会計室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会 とり
まとめ（案）～ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理～」に
対する意見について

今般、標記案（令和元年5月22日公表）に対する意見を別紙のとおり取りま
とめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会 とりまとめ(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番30～32(14頁)	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、現行の「事前に議決権行使結果の趨勢が判明している実務」に比して、事前の議決権行使に係る株主のインセンティブを低下させ、もって株主総会運営の不安定化をもたらすような制度となるようであれば、会社側にとってはリスクが増大するのみで、本制度を導入する動機がなくなってしまう点を考慮すべきである。 例えば、「株主総会に出席しない株主」のみに書面投票または電子投票を認めている現行会社法の改正が必要となる可能性があるが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会において、事前に株主総会の「決議」を行いつつ、株主総会当日はインターネット等を通じて参加することで当該株主は「審議」に集中するような制度設計を検討できないか。	左記のとおり。
2	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番33～39(15～16頁)	ハイブリッド型バーチャル株主総会について、「参加型」と「出席型」を議論するに当たっては、招集通知上の記載その他の周知の方策についても併せて議論のうえ、明確化すべきである。	会社によって「参加型」とするか「出席型」とするかが異なる場合、「参加型」と「出席型」の違いが分からず混乱する株主も少なくないと思われるため。
3	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番36以降(16頁以降)	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会において、バーチャル出席株主とリアル出席株主との取扱いの差異は、具体的にどの場面でのどの程度であれば認められるのか、より詳細な検討を進めていただきたい。	内容の明確化のため。
4	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番41～43(17～18頁)	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、提案株主が株主提案の補足を希望する場合、会社は全株主に中継できるような設備の構築を義務付けられるのか、義務づけられるとしたらどのような中継ルールとするのか、明確化すべきである。	株主提案がある場合、提案株主が補足を希望する時は、会社はその機会を付与する必要があるが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会における実務が不明であるため。
5	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番44～45(18～19頁)	どのような通信障害が決議取消事由となるのかは、より具体的に議論のうえ、例えば決議取消となる障害の類型を限定列挙するといった方法により明確化すべきである。	決議取消となると、法的にも実務的にも会社への影響が甚大であり、決議取消事由は非常に重要であるため。
6	「3. ハイブリッド型バーチャル株主総会の論点整理」項番62(23～24頁)	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会におけるバーチャル出席株主の質問権や議案提出権の行使についても、十分に議論のうえ、ルール(無責任な発言を防止するための規範等)を明確化すべきである。	現在でも、名乗らずに苦情等を申し出る株主は少なくなく、本とりまとめで指摘のとおり、リアルでないからこそその心理的ハードルの低さによる濫用的な質問等は増大すると考えられるため。